

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年7月25日

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）、かご漁業（ばい（地方名称：あずきがい））

漁業の種類	制限措置							新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（あかいか）	4	10ト未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度4.665分、東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	2	押水羽咋内浦
かご漁業	かご漁業（ばい（地方名称：あずきがい））	1	定めなし	〃	羽咋郡志賀町赤住と同町福浦港との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度03.867分、東経136度43.300分）280.0度の線と、かほく市木津と市高松との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度45.140分、東経136度42.130分）285.0度の線との両線間における共同漁業権漁場を除いた、水深30m以浅の海域。	5月1日から6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) かほく市から志賀町赤住に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	〃	〃	4	羽咋

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年7月25日から令和5年7月31日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年7月25日

(2) 小型機船底びき網漁業（福井県相互入漁）

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	18	15トン未満	定めなし	白山市美川永代町美川灯台の中心点から315.0度の線以南の石川県沖合海域。ただし、石川県の本土の最大高潮時海岸線から沖合4海里の線と石川県と福井県の最大高潮時海岸線における境界点から315.0度の線との交点（北緯36度20.553分、東経136度11.163分：世界測地系。以下同じ）から同沖合4海里の線と石川県羽咋郡志賀町福浦灯台中心点から270.0度の線との交点（北緯37度04.665分、東経136度38.111分）に至る海域は除く。	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。 ※ (2) 福井県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	1年	福井県

※「漁船使用者」・・・福井県（漁業を営む者の資格が福井県対象のもの）の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、福井県（漁業を営む者の資格が福井県対象のもの）の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年7月25日から令和5年8月24日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第11条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年7月25日

(3) 小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）

漁業の種類	制限措置							調整規則第14条に定める継続許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格			
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）	12	5トン未満	定めなし	以下に示すアとイの各点を結んだ直線とウとエの各点を結んだ直線とにより囲まれた七尾湾内の共同漁業権漁場区域以外の区域、及び共第29号、共第31号共同漁業権漁場区域。 ア 七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点（北緯37度10.077分、東経137度02.058分） イ 鳳珠郡穴水町円山山頂の点（北緯37度11.780分、東経137度01.918分） ウ 七尾市鷺浦町観音崎灯台の点（北緯37度06.420分、東経137度03.477分） エ 七尾市能登島野崎町松鼻の点（北緯37度07.275分、東経137度02.923分）	5月1日から翌年4月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。 ※ (2)七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	ななか
		20			(1)5月1日から11月5日まで アとイの各点を結んだ直線とウとエの各点を結んだ直線により囲まれた七尾湾内の区域。ただし、共第25号、同第27号、同第29号、同第30及び同第31号共同漁業権漁場を除く。 (2)11月6日から4月15日まで アとイの各点を結んだ直線と、ウとオの各点を結んだ直線により囲まれた七尾湾内の区域。ただし、(a)から(d)までの区域は除く。 (a)カとコの各点を結んだ直線以北の共第25号共同漁業権漁場区域。 (b)ク、コ及びサの各点を順次結んだ直線とア及びイの各点を結んだ直線に囲まれた共第29号及び共第31号共同漁業権漁場区域。 (c)セ、ソ及びタの各点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域。 (d)チ、ツ、ニ及びヌの各点を順次結んだ直線と陸岸によって囲まれた区域。 ア 七尾市能登島祖母ヶ浦町祖母ヶ浦漁港灯台の点（北緯37度10.077分、東経137度02.058分） イ 鳳珠郡穴水町円山山頂の点（北緯37度11.780分、東経137度01.918分） ウ 七尾市鷺浦町観音崎灯台の点（北緯37度06.420分、東経137度03.477分） エ 七尾市能登島野崎町松鼻の点（北緯37度07.275分、東経137度02.923分） オ 七尾市能登島野崎町柿崎の点（北緯37度07.025分、東経137度02.463分） カ 七尾市中島町横見横見川右岸の点（北緯37度10.122分、東経136度53.348分） キ 鳳珠郡穴水町ツツノマ鼻（カマエ鼻）の点（北緯37度12.047分、東経136度58.872分） ク 七尾市能登島曲町植木鼻の点（北緯37度08.808分、東経136度57.790分） ケ 七尾市能登島向田町牧鼻の点（北緯37度09.315分、東経136度58.047分） コ キとクを直線で結んだ線とカとケを直線で結んだ線との交点（北緯37度09.328分、東経136度57.963分） サ カとコを直線で結んだ線とシとスを直線で結んだ線との交点（北緯37度09.427分、東経136度57.398分） シ 基点5号（七尾市能登島無閑町と同市能登島南町との境界に設置した標柱）から1.0度（「真方位」以下同じ。）、1.270mの点（北緯37度09.362分、東経136度57.138分） ス 基点1号（七尾市能登島曲町と同市能登島向田町との境界に設置した標柱）から348.5度、3.140mの点（北緯37度10.013分、東経136度59.953分） セ 七尾市奥原町折戸崎（基点64号）の点（北緯37度05.000分、東経136度54.220分） ソ 七尾市中島町机島中央の点（北緯37度06.122分、東経136度53.051分） タ 七尾市中島町瀬嵐藤吉鼻（基点92号）の点（北緯37度06.582分、東経136度52.815分） チ 七尾市能登島佐波町小田浦川河口右岸の点（北緯37度06.408分、東経136度58.813分） ツ テとトを直線で結んだ線とチとナを直線で結んだ線との交点（北緯37度05.800分、東経136度59.727分） テ 七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻（小泉崎）の点（北緯37度06.687分、東経137度01.363分） ト 七尾市赤浦町赤浦川河口右岸の点（北緯37度04.072分、東経136度56.533分） ナ 七尾市三室町リキミヤ崖の点（北緯37度05.138分、東経137度00.723分） ニ ヌとネを直線で結んだ線とテとナを直線で結んだ線との交点（北緯37度06.338分、東経137度00.722分） ヌ 七尾市能登島佐波町乳母崎（長島）の点（北緯37度06.755分、東経137度00.393分） ネ 七尾市三室町福留川河口右岸の点（北緯37度05.758分、東経137度01.183分）		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし漁船使用予定者を含む。 ※ (2)七尾市に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者			七尾

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年7月25日から令和5年8月24日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年6月20日

(4) 小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）

漁業の種類	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	制限措置		漁業時期	漁業を営む者の資格	新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
					操業区域 （緯度経度は世界測地系）						
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	19	15トン未満	定めなし	加賀市大聖寺川河口中央（北緯36度17.715分東経136度14.643分）315.0度の線と珠洲市祿剛埼突端（北緯37度31.747分東経137度19.688分）0.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域は除く。 (1) (ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域。 (ア) 加賀市大聖寺川河口中央 (イ) (ア) 315.0度4.0海里の点（北緯36度20.553分東経136度11.163分） (ウ) (イ) から(エ)に至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 (エ) 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点（北緯37度04.665分東経136度43.095分）270.0度、4.0海里の点（北緯37度04.665分東経136度38.111分） (オ) 輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度3.0海里の点（北緯37度19.225分東経136度39.500分） (カ) 輪島市鋸埼突端（北緯37度21.505分東経136度45.172分）315.0度3.0海里の点（北緯37度23.638分東経136度42.519分） (キ) 珠洲市祿剛埼突端0.0度2.4海里の点（北緯37度34.151分東経137度19.688分） (ク) 珠洲市祿剛埼突端 (2) 輪島市船倉島及び七ツ島の各島の周囲最大高潮時海岸線から3.0海里以内の海域	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 加賀市から珠洲市狼煙町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	加賀 金沢港 西海 輪島	
					加賀市大聖寺川河口中央（北緯36度17.715分、東経136度14.643分）315.0度の線と輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、(ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く。 (ア) 加賀市大聖寺川河口中央 (イ) (ア) 315.0度4.0海里の点（北緯36度20.553分東経136度11.163分） (ウ) (イ) から(ハ)に至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 (エ) 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点（北緯37度04.665分東経136度43.095分）270.0度4.0海里の点（北緯37度04.665分、東経136度38.111分） (オ) 輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度3.0海里の点（北緯37度19.225分東経136度39.500分） (カ) 輪島市猿山岬突端	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 加賀市から羽咋郡志賀町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続		加賀 金沢港 柴垣 高志賀 西海	
					羽咋市滝崎突端（北緯36度55.752分東経136度44.928分）270.0度の線と珠洲市祿剛埼突端（北緯37度31.747分東経137度19.688分）0.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域は除く。 (1) (ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)の各点を順次に結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域。 (ア) 羽咋市滝崎突端 (イ) (ア) 270.0度4.0海里の点（北緯36度55.752分東経136度39.945分） (ウ) (イ) から(エ)までに至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 (エ) 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点（北緯37度04.665分東経136度43.095分）270.0度4.0海里の点（北緯37度04.665分東経136度38.111分） (オ) 輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度3.0海里の点（北緯37度19.225分東経136度39.500分） (カ) 輪島市鋸埼突端（北緯37度21.505分東経136度45.172分）315.0度3.0海里の点（北緯37度23.638分東経136度42.519分） (キ) 珠洲市祿剛埼突端22.5度3.0海里の点（北緯37度34.535分東経137度21.074分） (ク) 珠洲市祿剛埼突端 (2) 輪島市船倉島及び七ツ島の各島の周囲最大高潮時海岸線から3.0海里以内の海域	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 羽咋郡志賀町から輪島市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規1継続89		西海 輪島	
					珠洲市能登鞍埼灯台（北緯37度29.908分東経137度08.685分）0.0度の線と、鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.137分東経137度05.267分）135.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く。 (ア) 珠洲市能登鞍埼灯台 (イ) 珠洲市能登鞍埼灯台0.0度1.1海里の点（北緯37度31.011分東経137度08.685分） (ウ) 珠洲市祿剛埼突端22.5度3.0海里の点（北緯37度34.535分東経137度21.074分） (エ) 珠洲市長手埼突端90.0度6.0海里の点（北緯37度27.038分東経137度29.138分） (オ) 鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台（北緯37度17.875分東経137度13.890分）135.0度1.5海里の点（北緯37度16.816分東経137度15.218分） (カ) 鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.137分東経137度05.267分）135.0度6.6海里の点（北緯37度10.472分東経137度11.100分） (キ) 鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 珠洲市から鳳珠郡能登町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者		すず 小木 能都		

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年6月20日から令和5年8月20日まで